

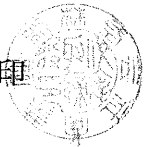
定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書 2020年 9月 18日

津市長様

住所 重県津市安濃町東観音寺437番地

株式会社安芸砂利

氏名 代表取締役 内田 寿久 印



計量法第25条第1項（第120条第1項）の検査を受けましたので証明書を添えて届け出ます。

計量器の種類	型式又は能力	検査料(円)	個数	検査料額(円)	分銅又は おもり数	ひょう量 所在場所等
手動天びん	感量1/10000以上のもの	700				
	感量1/10000未満のもの	1,400				
棒はかり		380				
皿手動はかり	等比のもの	700				
	不等比のもの	700				
台手動はかり	50kg以下のもの	700				
	100kg以下のもの	700				
	250kg以下のもの	1,140				
	500kg以下のもの	1,900				
	1 t 以下のもの	2,800				
	2 t 以下のもの	5,000				
その他手動はかり						
手動指示併用はかり	分銅付き	760				
	分銅なし	700				
指示はかり	直線目盛のばね式はかり	380				
	50kg以下のもの	700				
	100kg以下のもの	700				
	250kg以下のもの	1,140				
	500kg以下のもの	1,900				
	1 t 以下のもの	2,800				
電気式はかり	30kg以下目量等1/10000未満	3,680				
	30kg以下のもの	1,840				
	100kg以下のもの	1,840				
種類	個数	250kg以下のもの	2,400			
電抵	/	500kg以下のもの	2,800			
電磁		1 t 以下のもの	4,000			
誘電		2 t 以下のもの	5,000			
		40 <sup>台</sup>	27,800	1	27,800	
その他						
出張費	検査個数 (1~5台)	500		500		
	" (6~20台)	1,000		1,000		
	" (21台~)	2,000		2,000		
合	計			27,800		

注) 最小の目量等がひょう量の1/10000未満のものは、上記金額の2倍とする。

### 証 明 書

計量法第23条（第118条）の規定に従って検査を行い、ここに合格と認めます。

- 1 検査を行った特定計量器の種類 上記のとおり
- 2 検査を行った年月日 上記のとおり
- 3 検査を行った場所 上記のとおり

計量士 住所 亀山市関町中町223-2

登録番号 第9580号

氏名 西口 一久 印